

喜多方市スポーツ大会等出場補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の体育・スポーツの普及奨励と技術の向上を図るため、全国的な規模で行われる各種体育・スポーツ大会に参加する選手に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金対象及び補助額)

第2条 補助金は、次に掲げる大会の個人戦又は団体戦に参加する選手に対して交付するものとし、その額は、1人につき1万円とする。ただし、喜多方市小・中児童生徒各種大会出場補助金交付要綱（平成18年度喜多方市教育委員会告示第36号）により補助金を交付された場合を除く。

- (1) 全国大会呼称の体育・スポーツ大会
- (2) 都市対抗等全国規模による大会及び東日本規模の各種大会
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に喜多方市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める大会

(補助金対象者の条件)

第3条 補助金交付対象者は、前条に定める大会に参加する選手及び監督等で次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有している者
- (2) 市内の学校、企業等に在籍し、特に教育委員会が認めた者

(申請者の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、スポーツ大会等出場補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者（個人又は団体若しくは選手の代表者。以下「申請者」という。）は、第2条に規定する大会が開催される日の5日前までに、次項に掲げる関係書類1部を添え、市長に提出しなければならない。

3 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 大会等開催要項
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要とする書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金申請があったときは、当該申請を審査し、補助金を交付するべきものと認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付指令書により申請者に通知する

ものとする。

(変更の承認の申請)

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、スポーツ大会等出場補助金交付変更申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(概算払・前金払)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金等について概算払(前金払)の方法により補助金等の交付をすることができる。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、スポーツ大会等出場補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して14日を経過した日までに行うものとする。

(1) 大会実績書

(2) 収支決算書

(3) その他、必要な書類

(補助金交付決定の取消し又は返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定又は補助金交付を受けた者が次に掲げる場合に該当したときは、補助金交付の決定の取消し若しくは補助金の返還をさせることができる。

(1) 申請書及び実績報告書並びに添付書類の内容に虚偽の記載があったとき。

(2) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他この告示に違反したとき。

附 則(平成18年1月4日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の喜多方市スポーツ大会等出場補助金等の交付等に関する要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年4月1日一部改正)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。